土木工事特記仕様書（令和８年４月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第３条　当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、

評定は行わないものとする。

5　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第４条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

2　受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

4　受注者は、協議にあたって、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

5　通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しないものとする。

（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

第５条　交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

2　自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（１級及び２級）のうち２年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

<table>
<tr><th></th><th>原則
警備業者の警備員</th><th colspan="2">自家警備が可能</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>警備業者の警備員が
配置困難な場合</th><th>災害対応など
緊急を要する場合</th></tr>
<tr><td>・公安委員会の
指定区間
・高速自動車道路
自動車専用道路</td><td>・交通誘導警備業務を行う
場所ごとに、検定合格警備員を
１人以上配置
・同一の警備業者の警備員</td><td rowspan="2">・「交通誘導警備員の
配置に関する確認書」
の提出が必要

・建設業者の従業員等で
次に該当する者
①検定合格者のみ</td><td rowspan="2">・県監督員がやむを
得ない理由があると
認めた場合

・建設業者の従業員等で
いずれかに該当する者等</td></tr>
<tr><td>・上記以外の交通
頻繁な現道
（道路交通ｾﾝｻｽ
交通量4,000台/
日以上の区間）</td><td>・工事ごとに、検定合格警備員を
１人以上配置
・同一の警備業者の警備員</td></tr>
</table>

			①検定合格者 ②県実施の講習受講者
・その他の道路	・警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 ・建設業者の従業員等でいずれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	

資　　格	資　格　要　件
①交通誘導警備検定合格者 （１級及び２級）	・警備業法第 23 条第１項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、２年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者	・徳島県が実施する安全教育講習を過去２年以内に受講した者

3　自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者に電子メールにより送付し確認すること。

　なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

4　自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

5　自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員Ｂ」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

　なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

6　自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員Ｂ」とする。